



知的障害特別支援学級の 指導内容

教育課程は、校長が責任者となって編成します。
学校組織における教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行われる必要があります。
特別支援学級は、小学校又は中学校の学級の一つですから、通常の学級と同様、
全ての教員の理解と協力が必要です。



I 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童・生徒のために編成された少人数の学級で、児童・生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われる必要がある。

つまり、対象となる児童・生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童・生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

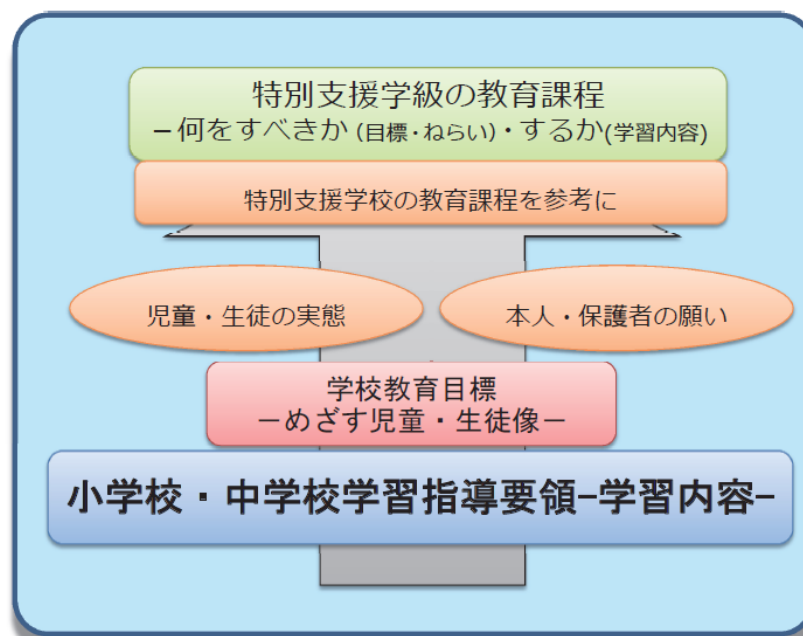
そのため、特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第138条）と規定されている。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教員と連携協力して、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級の教育課程の基本的な考え方

特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校学習指導要領を原則としている。したがって、通常の学級と同じように、各校の学校教育目標を踏まえて編成する。

特別支援学級の教育課程の編成に際し、通常の学級と異なる点は、教育課程の編成の際に、児童・生徒の実態や保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考えることにある。

つまり、児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立し、社会参加するために、子どもの学習ニーズに応え、自立活動等を取り入れた教育を行う。そこで、参考になるのが、特別支援学校の教育課程である。

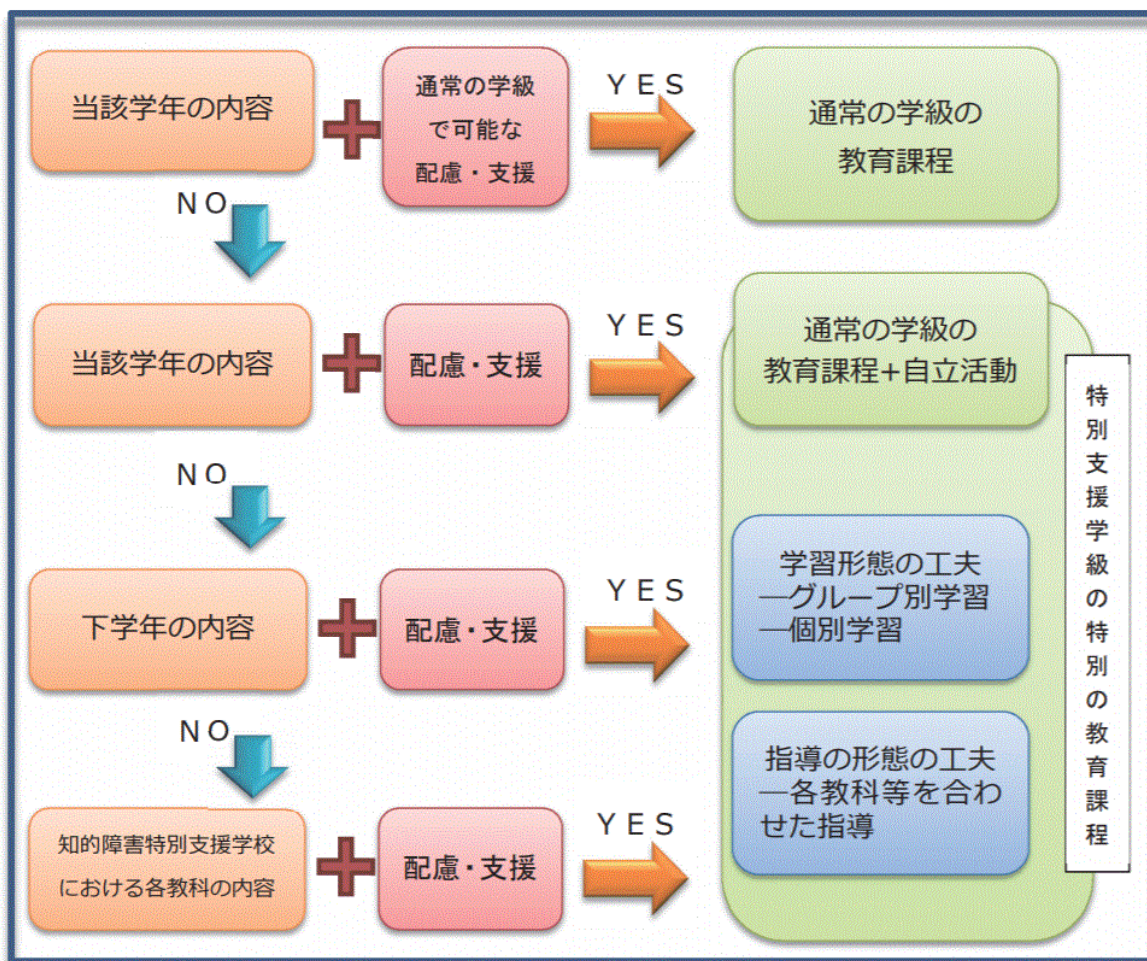


特別な教育的ニーズのある児童・生徒の場合、まず、通常の学級において対象の児童・生徒に実施可能な配慮や支援を行うことで、当該学年の内容を学習可能かどうか検討する。その際、特別支援学校学習指導要領に示されている特別の領域である自立活動の指導を参考にすることが望まれる。自立活動の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である。

通常の学級での学習が難しいと判断される場合は、特別支援学級における教育課程を検討する。

特別支援学級における教育課程を編成する場合、特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって、対象児童・生徒が当該学年の内容で学習が可能かどうかを検討する。その際にも自立活動の指導を念頭に内容を検討する。

当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更するなど、指導内容の変更を検討する。さらに、グループ別学習や個別学習といった学習形態の工夫や、各教科等を合わせて指導を行うなどの指導の形態の工夫を検討し、学校教育法に定める小学校の目的及び目標の達成を目指す。



知的障害特別支援学級における指導

知的障害の特徴及び学習上の特性等

知的障害特別支援学級の対象となる障害の程度

知的障害特別支援学級の対象となる、知的障害者の障害の程度は、次のように示されている。

知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

〔平成25年10月4日付25文科初第756号 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）〕

知的障害特別支援学級の対象は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度の者となる。

例えば、日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態について分かるようになって「明日の天気」などのように時間の概念が入ると理解できなかつたりすることや、比較的短い文章であっても、全体的な内容を理解し短くまとめて話すことが困難であつたりすることである。

知的障害教育における必要な指導

児童・生徒の知的障害の特徴や学習の特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- (1) 児童・生徒の学習習得状況や実態等を適切に把握し、指導内容を選択・組織する。
- (2) 児童・生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (3) 自立と社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が確実に定着できるよう指導する。
- (4) キャリア教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度を育むよう指導する。
- (5) 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- (6) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して指導できるように、家庭との連携を図りながら指導する。

- (7) 児童・生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的を達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童・生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (8) 児童・生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的活動を大切にし、体的活動を促すよう指導する。
- (9) 児童・生徒一人一人が集団において役割を得られるよう工夫し、その活動を遂行できるように指導する。
- (10) 児童・生徒一人一人の発達の不均衡な側面や情緒面などの課題に十分に配慮した指導を徹底する。

知的障害特別支援学級における指導

知的障害特別支援学級においては、特別の教育課程を編成した上で、小集団により学習環境を整備し、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を適切に進めたり、個別対応による指導を徹底したりしている。これらにより、児童・生徒の教育上必要な指導内容を提供し、学校生活が充実するようにしている。

知的障害特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されるが、児童・生徒の障害の状態等から、特別支援学校（知的障害）の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなど、特別の教育課程を編成することが認められている。したがって、教育課程編成や指導法は、特別支援学校の場合と共通することも多い。

小学校の知的障害特別支援学級では、心身の諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解などを目標としている。

中学校の知的障害特別支援学級では、小学校における目標を十分に達成するとともに、日常の経済生活についての関心を深め、将来の職業生活や家庭生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けることなどを目標としている。

知的障害特別支援学級においても、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている。

なお、小学校及び中学校のいずれの知的障害特別支援学級においても、通常の学級の児童・生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めるようにしている。

特別支援学級で使用される教科書については、特別の教育課程の編成により、当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができる。この場合、原則として下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省検定済著作教科書が採択されるが、それが不適当な場合は、設置者は他の図書（一般図書を含む）を採択することができる。

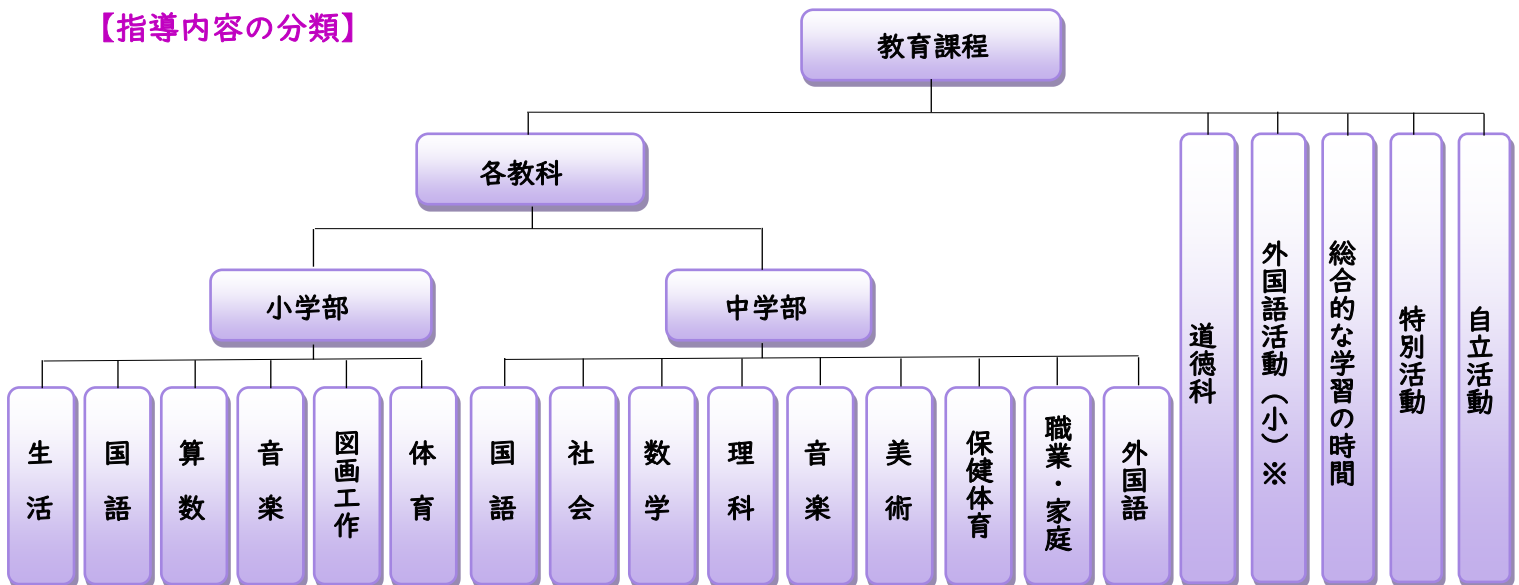
知的障害のある児童・生徒 に対する教育課程

知的障害者である児童・生徒に対する教育を参考にする教育課程

知的障害特別支援学級の教育課程は、各教科等で編成されているが、児童・生徒の状態等に即した指導を進めるため、指導する際には、それを、指導形態に即して分類しなおすことになる。

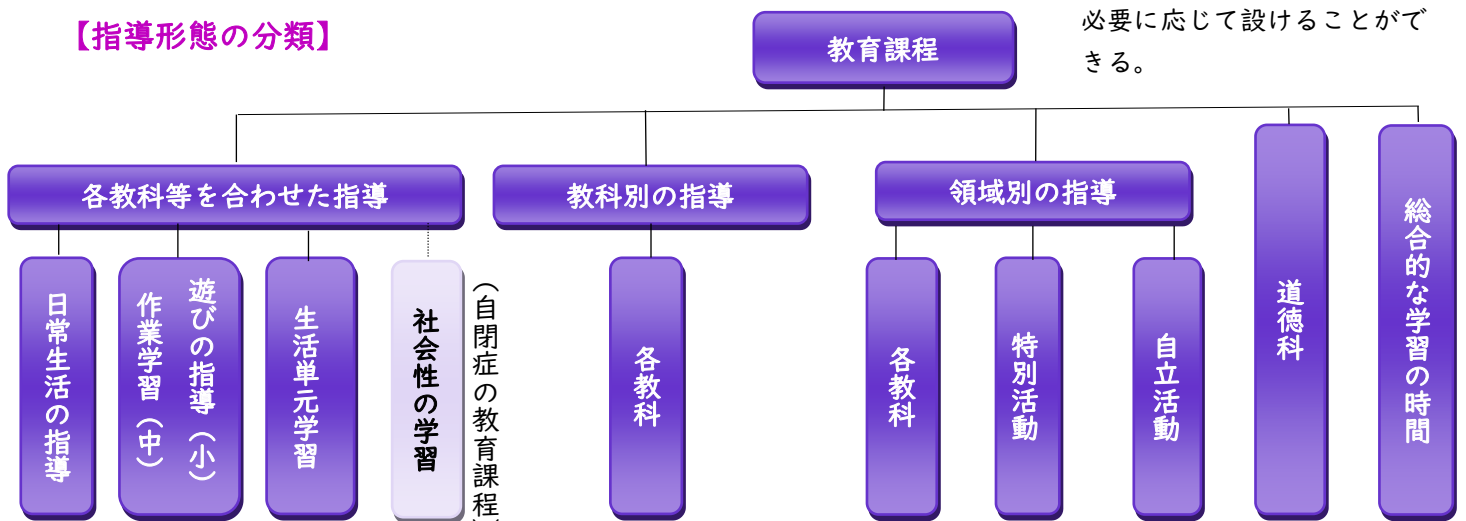
知的障害特別支援学級の教育課程

【指導内容の分類】



※児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

【指導形態の分類】



① 実態把握

障害の状態や特性、発達等の実態を把握する。学習面だけでなく、コミュニケーション面、日常生活面、興味・関心、得意なことなど総合的に把握する。

② 教育目標の設定

学校の教育目標に沿って設定する。また、実態把握を受け、課題を明確にし、学校目標とともに児童・生徒一人一人の目標を設定する。

③ 指導内容の決定

児童・生徒の実態に応じて、「どのような指導の内容を取り上げるか」、「指導の形態を何にするか」を考える。

- 学年相応の学習が可能な教科は何か。
- 交流学級で学習が可能な教科は何か。
- 下学年の指導内容で学習する教科は何か。
- 自立活動をどのように取り入れるか。
- 各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等）を取り入れるか。

④ 授業時数の配当

総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずることになる。

児童・生徒の実態を考慮して、児童・生徒の負担過重にならないように各教科等時数を配当する。

⑤ 週時程表の作成

交流及び共同学習の時間も考慮しながら、交流学級の担任や教科担任と相談をする。

各教科等を合わせた指導

各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うという指導形態のこと。

- ①日常生活の指導
- ②遊びの指導
- ③生活単元学習
- ④作業学習

指導の形態であって教科名ではない。

生活的・实际的な活動を通して、教科や領域等の内容を具体的に学習していく。

日常生活の指導とは

児童・生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの

<指導内容>

◇生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われる。

例えば…

◇衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的生活習慣の内容

◇挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容

※毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであることを踏まえ、繰り返しの指導が可能となるよう年間で適切な指導時数を定める。

遊びの指導とは

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの

<指導内容>

◇生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われる。

<題材例>

「〇〇ランドで遊ぼう」、「水遊びをしよう」、「積み木やブロックで遊ぼう」、「粉で遊ぼう」

※遊びを教え込もうとすると、児童が遊びに集中しにくくなったりする場合があるので、

教師も一緒に遊んだり、さりげなく遊び方を示すなどの関わりが効果的

※特別支援学校では小学校低学年に設定しているが、本市では設定していない。

生活単元学習とは

児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、実際の・総合的に学習するもの

<指導内容>

- ◇広範囲に各教科等の内容が扱われる。
- ◇生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは1年間続く場合がある。年間における単元の配置、各単元の構成や展開についても、十分検討する必要がある。
- ◇二つの教科を合わせて、例えば「国語・算数」のような合科的な指導とは異なることに留意する。

<題材例>

「〇〇ショップを開こう」、「宿泊学習をしよう」、「図書館に行こう」、「畑で野菜を育てよう」

◆カレー屋さん

(栽培〔理科〕、調理〔家庭科〕、販売、接客〔自立活動〕、チラシづくり、宣伝〔国語〕)

◆ピクニックに行こう

(買い物〔算数〕、調理〔量、計算〕)

作業学習とは

作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や自立に必要な事柄を総合的に学習するもの

<指導内容>

- ◇生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにする。

<作業活動の種類>

- ・農耕 ・園芸 ・木工 ・織物 ・縫製 ・調理 ・食品加工 ・リサイクル
- ・ビルメンテナンス ・接客 ・クリーニング ・事務 ・洗車 など

学校及び特別支援に係る各施設等

